

室瀬高架橋の橋梁補修工事に伴う交通規制について

栃木県道路公社では、日光宇都宮道路 日光市室瀬地内（15.8kp付近）の既存橋梁（室瀬高架橋）において、橋梁補修工事を実施しています。

工事にあたりましては、**昼夜連続で片側2車線のうち、1車線（走行車線）を規制**することとなります。

道路をご利用の皆様には、大変ご迷惑をおかけしますが、工事へのご理解とご協力をお願いいたします。

- 1.工事箇所 日光宇都宮道路 日光市室瀬地内 （室瀬高架橋）
- 2.規制区間 【下り線（日光方面）】 15.2kp～15.9kpの700m区間
- 3.規制期間 【下り線（日光方面）】 **令和2年7月10日から令和2年10月20日まで**
※ 9月下旬までの予定でしたが、10月20日まで延伸となります。
- 4.規制の内容 車線規制区間は最高速度が50km/hとなります。
ご利用の際は現場の標識等に従い、安全走行をお願いいたします。

